

坂城町立地適正化計画 概要版

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT  GOALS

令和6年3月
坂 城 町

1 立地適正化計画の概要

1-1 立地適正化計画とは

全国的な人口減少や高齢化等を背景として、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進していくことが重要となっています。このため、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年（2014年）8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく、“新しいまちづくり計画”であり、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、暮らしを支える生活サービスや居住の誘導、公共交通の充実等に関する包括的な計画であり、町の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画」や、長野県が定める「都市計画区域マスタープラン」などの上位計画に即し、分野別の関連計画と整合を図りながら定めます。

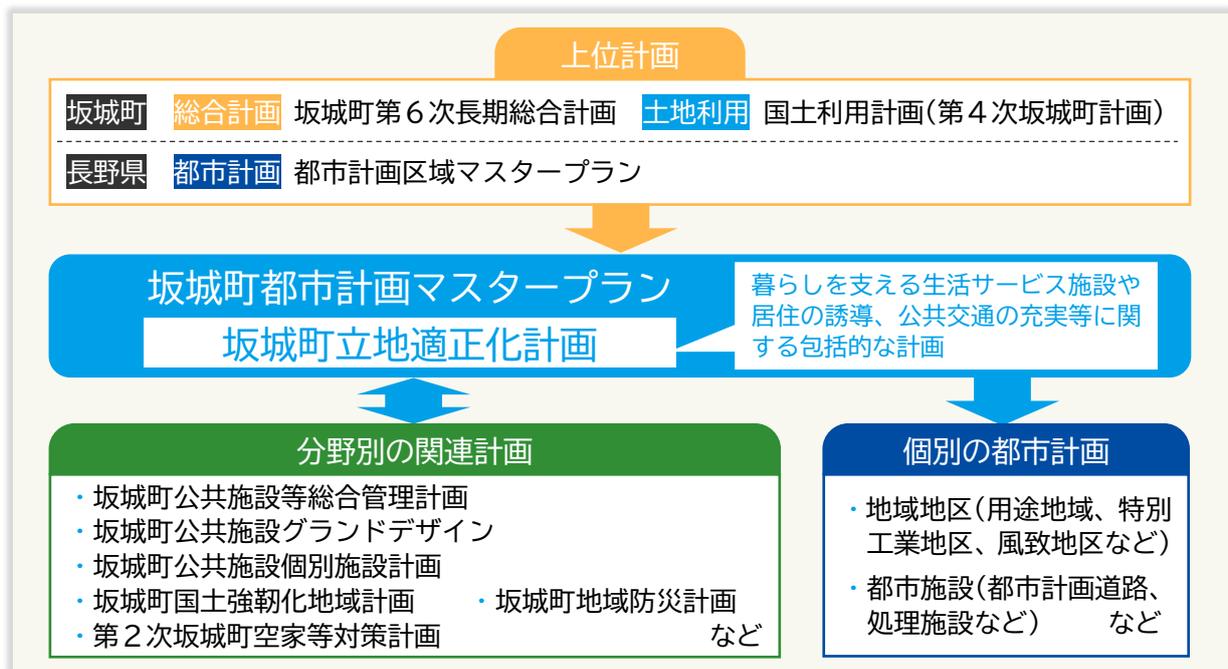


図 坂城町立地適正化計画の位置づけ

1-3 計画の対象区域

坂城都市計画区域全域

計画の対象区域
= 都市計画区域



1-4 計画期間

令和6年度（2024年度）～ 令和25年度（2043年度）

2 坂城町の特性と課題

2-1 総人口・年齢3区分別人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年（2045年）には総人口が9,364人となり、1万人を下回ると予測されています。

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が困難になりかねないなど、人口減少等に伴う課題への対応が求められています。

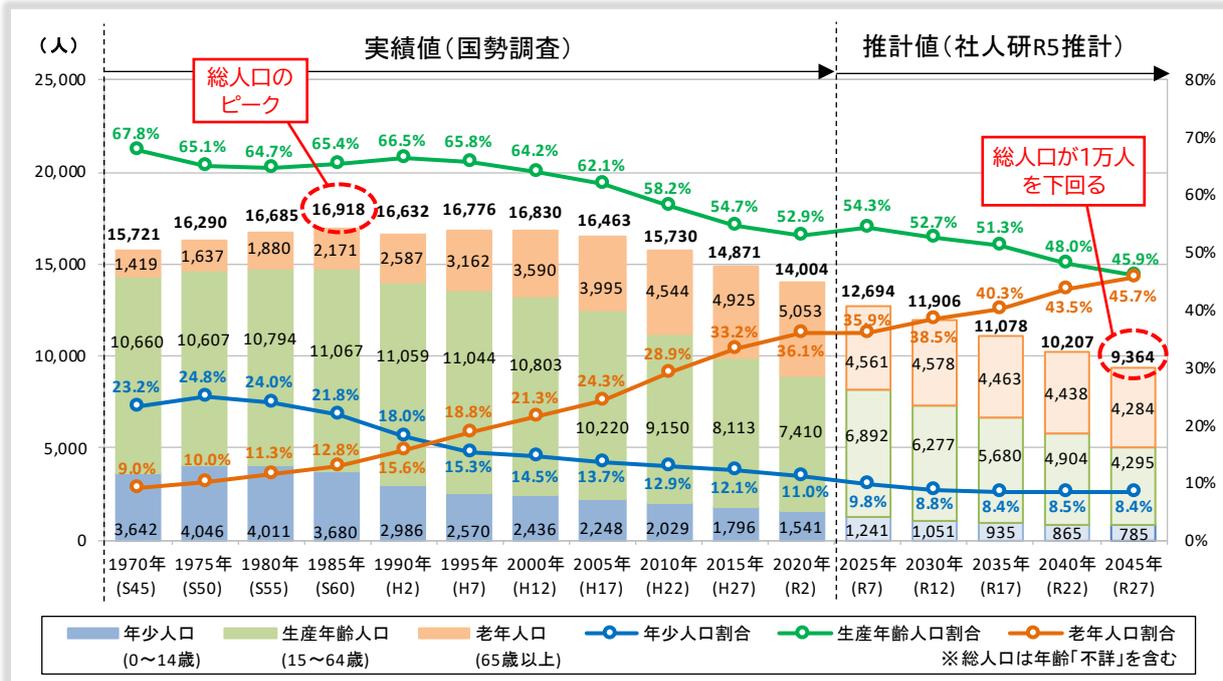


図 坂城町の総人口・年齢3区分別人口の推移と将来見通し

出典：[1970~2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025~2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」再編加工

2-2 本計画で解決すべき課題

分野	解決すべき課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少の抑制に向けた居住の受け皿づくり 若者から高齢者まで多様な世代が暮らしやすい生活環境づくり
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境の保全 市街地における空き家や空地の利活用 市街地及び郊外部における適切な土地利用・居住の誘導
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 交通流動の特性を踏まえた効率的な町内道路ネットワークの構築 町民の生活を支える公共交通の維持・確保
都市機能施設	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少下における町民の生活を支える都市機能の持続的な維持・確保 市街地と郊外部における都市機能の適正配置や機能分担とネットワークの構築
災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクを踏まえた土地利用、都市機能、居住の誘導
地価	<ul style="list-style-type: none"> 居住や都市機能の集約化による地価の維持
財政	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少下における公共施設、インフラ施設の適正な維持・管理
住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 坂城駅周辺と中之条周辺の拠点特性を踏まえた都市機能の分担 災害リスクの周知と防災意識の高揚

3 立地の適正化に関する基本的な方針

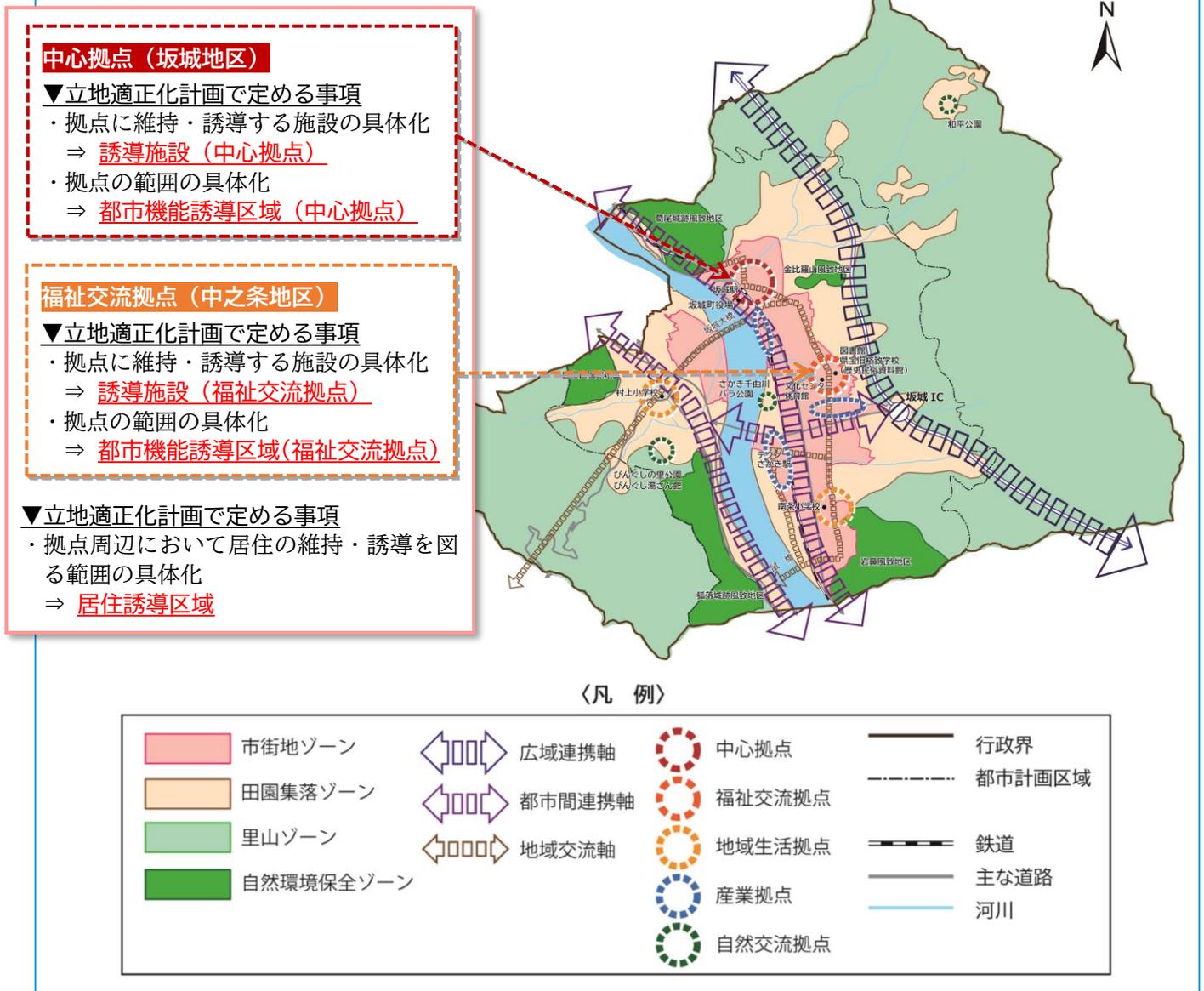
3-1 まちづくりの目標

本計画における「将来都市像」（都市計画分野の視点から本町が目指す将来のまちの姿）、「将来都市構造」（町全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描くもの）は、坂城町都市計画マスタープランで定める内容に即したものとします。

将来都市像【坂城町都市計画マスタープラン】

自然・人・産業がともに輝く持続可能な都市

将来都市構造図【坂城町都市計画マスタープラン】



3-2 まちづくりの方針

本計画では、用途地域内に設定されている「中心拠点」及び「福祉交流拠点」の範囲を具体化した「都市機能誘導区域」及び、その周辺において人口密度の維持や災害リスクの低いエリアへの居住促進を図る「居住誘導区域」を設定し、「公共施設の再配置と連携した都市機能の集約とより安全な地域への居住促進による持続可能なまちづくり」を進めます。

なお、居住誘導区域外の地域については、坂城町都市計画マスタープランの地域別構想で定めるまちづくりの方針に基づき、各種施策や事業等を推進します。

まちづくりの方針

公共施設の再配置と連携した都市機能の集約と

より安全な地域への居住促進による持続可能なまちづくり

	拠点の設定（将来都市構造）	
	中心拠点	福祉交流拠点
都市機能誘導に関する方針	・「 <u>都市機能誘導区域(中心拠点)</u> 」を設定し、町の表玄関としての街並み景観の形成や低未利用地の活用促進に資する都市機能の誘導・維持を図ります。	・「 <u>都市機能誘導区域(福祉交流拠点)</u> 」を設定し、既存公共施設の老朽化を踏まえ、新複合施設の整備等により、「交流と生きがいづくりの場」の形成に資する都市機能の誘導・維持を図ります。
居住誘導に関する方針	・「 <u>都市機能誘導区域(中心拠点)</u> 」の周辺に「 <u>居住誘導区域</u> 」を設定し、町民の生活を支える都市機能の持続的な確保に向けた人口密度の維持と災害リスクの低いエリアへの居住促進を図ります。	・「 <u>都市機能誘導区域(福祉交流拠点)</u> 」の周辺に「 <u>居住誘導区域</u> 」を設定し、町民の生活を支える都市機能の持続的な確保に向けた人口密度の維持と災害リスクの低いエリアへの居住促進を図ります。
公共交通ネットワークの形成に関する方針	・「中心拠点」は、町全体の生活利便性を支える中核的な都市機能が集積する拠点としての役割を担うものであることから、 <u>町内各地区と中心拠点を結ぶ公共交通ネットワークの持続的な維持・確保</u> を図るとともに、公共交通結節点としての機能向上に向けた整備を推進します。	・「福祉交流拠点」は、町民が利用する「交流と生きがいづくりの場」としての役割を担うものであることから、 <u>町内各地区と福祉交流拠点を結ぶ公共交通ネットワークの持続的な維持・確保</u> を図るとともに、公共交通結節点としての機能向上に向けた整備を推進します。

4 誘導施設

暮らしを支える都市機能施設については、各施設の役割に応じて、中心的な拠点において維持・集積を図ることが望ましい施設と、各地区の人口分布や地域特性に応じて適正に配置することが望ましい施設があります。

それぞれの施設の特性や求められる役割などを踏まえ、施設の配置方針（誘導方針）を以下のとおり設定します。

配置区分	誘導方針
誘導施設 (都市機能増進施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体の生活利便性を支える中核的な都市機能及び日常生活を支える生活サービス機能として、<u>都市機能誘導区域内</u>において維持・誘導を図ります。 ・都市再生特別措置法第81条第2項第3号の規定に基づく「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）」として位置づけます。
適正配置型施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を支える都市機能として、上位・関連計画の整備方針と整合・調整を図りながら、<u>各地区において、維持（適正配置）</u>を図ります。 ・都市機能誘導区域外に立地している施設全てを誘導区域内に集約するものではありません。

表 施設別の配置方針（誘導施設の設定）

都市機能	都市機能施設	都市機能誘導区域		町全域
		中心拠点 (坂城地区)	福祉交流拠点 (中之条地区)	
行政機能	町役場	—	—	—
医療機能	病院	—	—	—
	診療所	誘導施設	誘導施設	—
商業機能	スーパーマーケット	誘導施設	誘導施設	—
	ドラッグストア	誘導施設	誘導施設	—
	コンビニエンスストア	誘導施設	誘導施設	—
金融機能	銀行	誘導施設	誘導施設	—
	郵便局	誘導施設	誘導施設	—
	農業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	誘導施設	誘導施設	—
社会福祉機能	老人福祉センター	—	誘導施設	—
	保健センター	—	誘導施設	—
	社会福祉施設(通所・入所)	—	—	適正配置型施設
子育て支援機能	子育て支援センター	誘導施設	誘導施設	—
	保育園	—	—	適正配置型施設
	幼稚園	—	—	適正配置型施設
	児童館	—	—	適正配置型施設
	児童クラブ	—	—	適正配置型施設
教育・文化機能	小学校	—	—	適正配置型施設
	中学校	—	—	適正配置型施設
	高等学校	—	—	適正配置型施設
	図書館(本館)	—	誘導施設	—
	博物館	—	—	適正配置型施設
	コミュニティーセンター	誘導施設	—	—

5 都市機能誘導区域・居住誘導区域

暮らしを支える「誘導施設」の維持・誘導を図る「都市機能誘導区域」及び、その周辺において居住を促進し、一定の人口密度水準の維持を目指す居住誘導区域を以下のとおり設定しました。

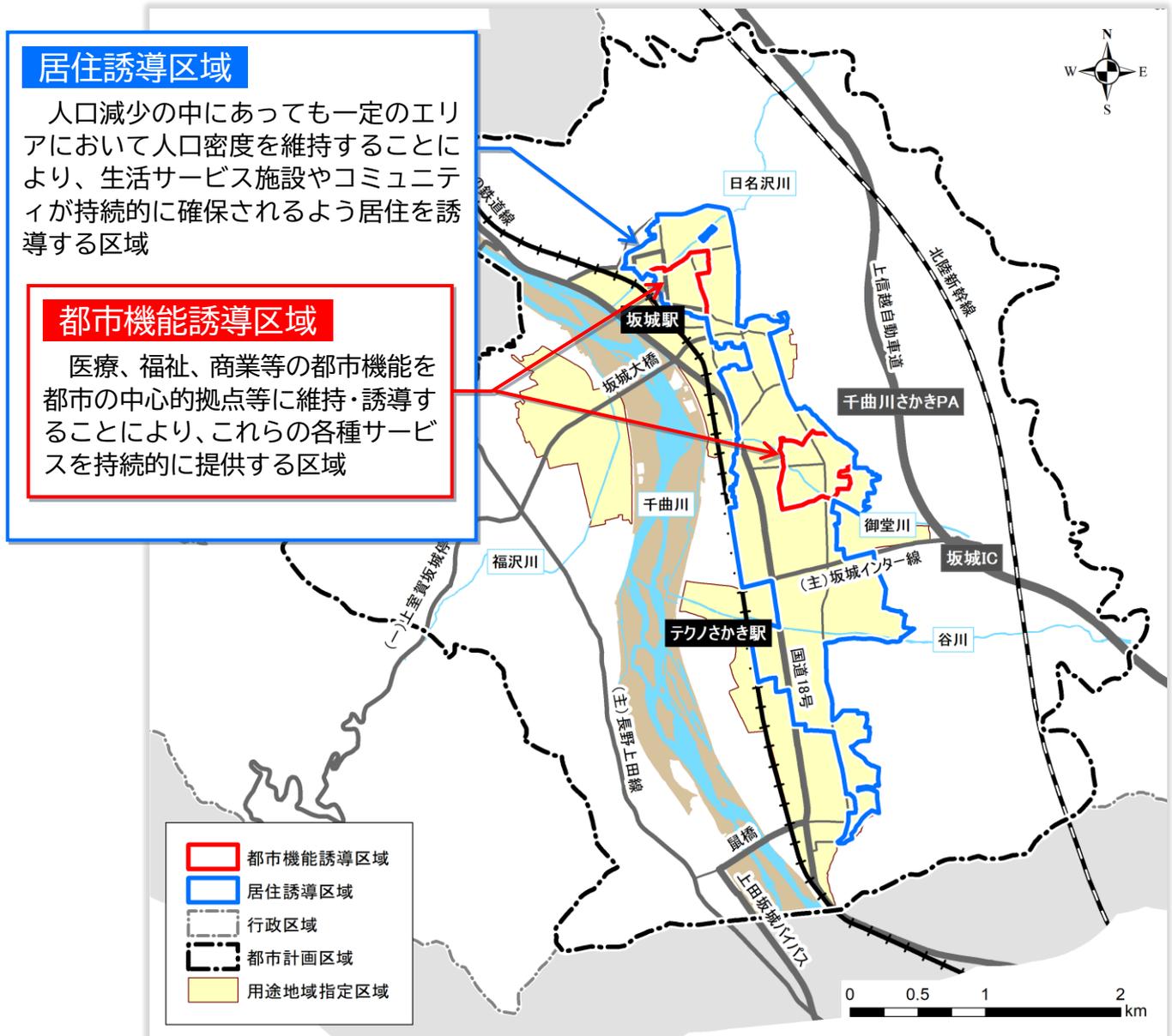


図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域図

6 防災指針

都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の災害リスクに対して、「坂城町国土強靱化地域計画」等に基づく防災・減災対策を推進します。

	施策の実施時期の目標	
	短期：～令和8(2026)年度	中長期：～令和25(2043)年度
坂城町国土強靱化地域計画	国土強靱化地域計画に基づく施策	おおむね5年ごとに計画(施策)の見直しを実施
坂城町立地適正化計画(防災指針)	国土強靱化地域計画と連携した取組	

7 誘導施策と目標指標

7-1 誘導施策

	誘導施策						
都市機能誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく公共施設の適正管理 ・ 中心市街地街並み整備 ・ 坂城町新複合施設整備 						
居住誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次坂城町空家等対策計画に基づく空き家等の適正管理・活用 ・ 移住定住施策の推進 ・ 暮らしを支える幹線街路の整備促進（都市計画道路の見直し） 						
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環バス等の利用促進 ・ 駅施設や駐車場・駐輪場の整備、駅周辺のバリアフリー化 ・ 坂城町新複合施設整備と連動した交通結節機能の強化 						
届出制度	<p>立地適正化計画の公表日から、都市再生特別措置法に基づく届出制度が運用開始となります。本制度は、一定規模以上の開発行為・建築等行為について届出をしていただき、誘導区域外における施設整備や、大規模な住宅団地等建設の動向を把握するための制度です。詳細については、「立地適正化計画本編」又は「立地適正化計画に係る届出の手引き」をご覧ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>居住誘導区域外の建築等の届出制度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>都市機能誘導区域外の開発行為等の届出制度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>誘導施設の休廃止に係る届出制度</td> </tr> </table>	1	居住誘導区域外の建築等の届出制度	2	都市機能誘導区域外の開発行為等の届出制度	3	誘導施設の休廃止に係る届出制度
1	居住誘導区域外の建築等の届出制度						
2	都市機能誘導区域外の開発行為等の届出制度						
3	誘導施設の休廃止に係る届出制度						

7-2 目標指標

	目標指標	基準値	目標値
都市機能誘導	都市機能誘導区域内における誘導施設の充足状況※ ※都市機能誘導区域面積に占める各誘導施設の徒歩圏（半径 800m）面積の割合	100% [令和2年] (2020年)	100% [令和25年] (2043年)
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	26.2人/ha [令和2年] (2020年)	20人/ha以上 [令和25年] (2043年)
公共交通	公共交通徒歩圏※人口カバー率（居住誘導区域内） ※鉄道駅徒歩圏（半径 800m）又は町循環バス停留所・デマンド交通乗合タクシー停留所徒歩圏（半径 300m）に該当するエリア	100% [令和2年] (2020年)	100% [令和25年] (2043年)

発行 令和6年（2024年）3月
 発行者 坂城町
 編集 坂城町 建設課 都市・公園係
 〒389-0692
 長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050 番地
 TEL：0268-75-6208（課直通）
 E-mail：tosikou@town.sakaki.lg.jp

坂城町立地適正化計画 概要版

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS